

令和7年度 むつ市離職者雇用奨励金制度

むつ市では、事業所の閉鎖等非自発的理由による離職者の再就職を支援するため、離職者を雇用した事業者に対し、労働者1人につき月額1万円の奨励金を交付します。

対象となる事業者

以下(1)~(3)全てを満たす事業者

- (1)市内に事業所があること
- (2)雇用保険適用事業の事業主であること
(ただし、国、地方公共団体等を除く)
- (3)市内に居住する右記対象労働者を雇用していること

※ただし、下記いずれかに該当する事業者は原則として対象となりません。

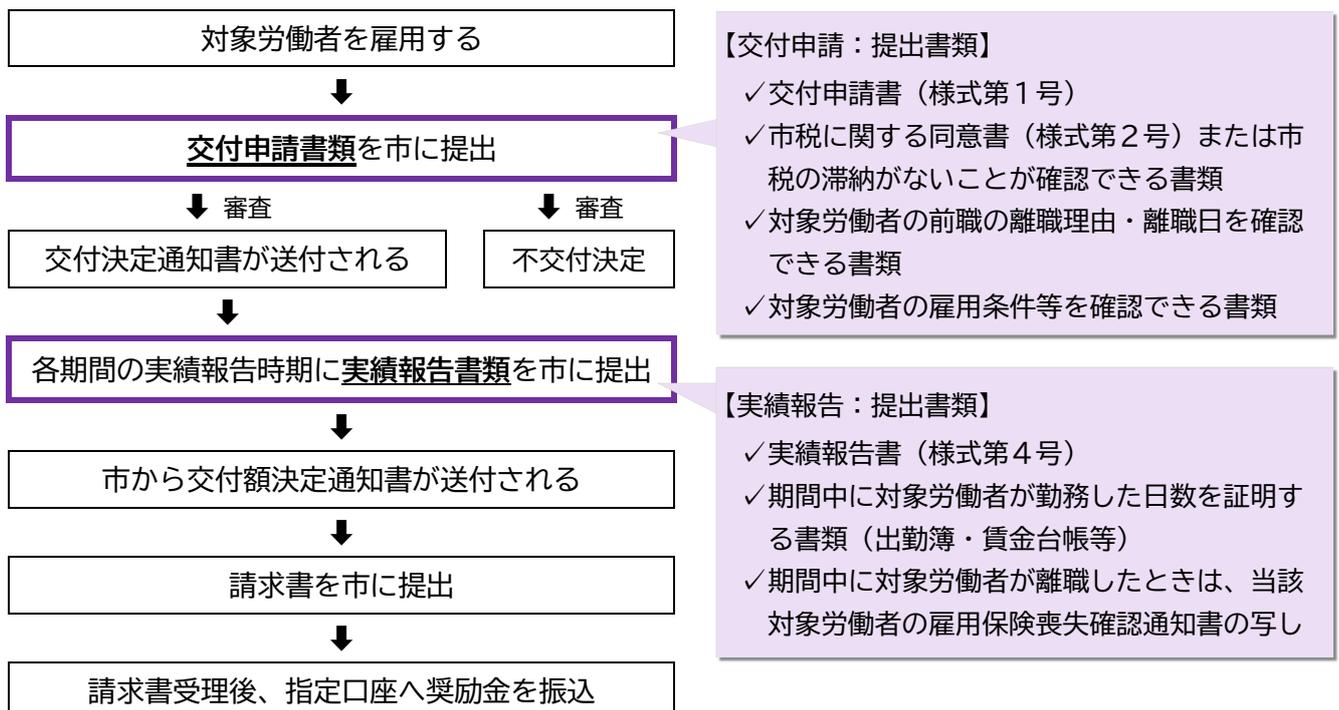
- △ 市税の滞納がある事業者
- △ 対象労働者との雇用契約締結日の直前の1年間で、対象労働者を雇用していた事業者と、資本、人事、取引等の状況からみて密接な関係にある事業者
- △ 対象労働者との雇用契約締結日の直前の1年間において、対象労働者を雇用していた事業者
- △ 風俗営業法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる事業者
- △ 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある事業者
- △ 前各号に掲げる者のほか、奨励金を交付するに当たり不適当と認められる事由がある事業者

対象労働者

下記全てに当てはまる方

- ✓ 前職を非自発的理由や契約期間満了等の自己の意に反して離職を余儀なくされた18歳以上64歳以下の方
- ✓ 雇入日が令和7年4月1日~令和7年12月31日の間
- ✓ 雇用保険の被保険者区分が1である
- ✓ 週の勤務時間が30時間以上の方

申請の流れ



Q&A

Q. 対象労働者は、何人まで申請が可能ですか

A. 人数制限はありません。

Q. 申請書類の提出期限はいつまで

A. 交付申請書（様式第1号）は、雇い入れした月から原則3か月以内です。下記「提出スケジュール」を参考に書類の準備をお願いします。

提出スケジュール

労働者の 雇入月	交付申請書 (様式第1号) 提出期日	実績報告書（様式第4号）提出期日		
		第1期分	第2期分	第3期分
4月	8月31日	9月10日 (報告：4月～8月分)	12月10日 (報告：9月～11月分)	3月10日 (報告：12月～2月分)
5月	8月31日	9月10日 (報告：5月～8月分)	12月10日 (報告：9月～11月分)	3月10日 (報告：12月～2月分)
6月	8月31日	9月10日 (報告：6月～8月分)	12月10日 (報告：9月～11月分)	3月10日 (報告：12月～2月分)
7月	9月30日	10月10日 (報告：7月～9月分)	1月13日 (報告：10月～12月分)	3月10日 (報告：1月～2月分)
8月	10月31日	11月10日 (報告：8月～10月分)	2月10日 (報告：11月～1月分)	3月10日 (報告：2月分)
9月	11月30日	12月10日 (報告：9月～11月分)	3月10日 (報告：12月～2月分)	
10月	12月26日	1月13日 (報告：10月～12月分)	3月10日 (報告：1月～2月分)	
11月	1月31日	2月10日 (報告：11月～1月分)	3月10日 (報告：2月分)	
12月	2月28日	3月10日 (報告：12月～2月分)		

提出様式は市ホームページをご覧ください

[むつ市離職者雇用奨励金](#)



【お問い合わせ・提出先】 むつ市商工観光部商工労政課

〒035-8686 むつ市中央 1-8-1

☎ 0175-22-1111 内線 2652